

広島県告示第六百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

石川 弘幸	氏 名	住 所		施 術 所	種 業 務 類 の	指 定 年 月 日
広島市中区東 白島町一六番 一―一八〇一 号	名 称	所 在 地	ふ あ み り い			
竹原市竹原町 三六四四番地 四―二〇二号	あ ん ま ま つ さ ー じ 指 圧	平成二九年一 〇月一〇日				